

## 指定代理請求人の指定範囲を拡大いたしました。

- 当社は、「人生100年時代」を生きるお一人おひとりが「安心して・自分らしく」過ごすことができる社会を目指し、「Gran Age（グランエイジ）プロジェクト」を展開しております。今回、その一環として、被保険者が保険金等を請求できない所定の状態になられたときに被保険者に代わって所定の保険金等を請求いただける『指定代理請求人』の指定範囲を、平成28年9月26日から以下のとおり拡大いたしました。この結果、例えば、**お子さまのおられない高齢者の方が、同居または同一生計以外の甥姪といった親族で『死亡保険金受取人』に指定されている方や、親族以外で同居または同一生計の方等を、『指定代理請求人』に指定できるようになりました。**

平成28年9月25日までの指定範囲
① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の直系血族 ③ 被保険者の兄弟姉妹 ④ ②③のほか被保険者と同居 または 被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

平成28年9月26日からの指定範囲
(1) つぎの範囲内の者 ① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者の直系血族 ③ 被保険者の兄弟姉妹 ④ ②③のほか被保険者と同居 または 被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
<b><u>(2) (1)のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めたる者</u></b> <b><u>⑤ 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者</u></b> <b><u>⑥ 被保険者の財産管理を行なっている者</u></b> <b><u>⑦ 死亡保険金受取人</u></b> <b><u>⑧ その他⑤⑥⑦までに掲げる者と同等の関係にある者</u></b>

- **今回の拡大に伴い、すでにご加入されたご契約**（平成24年4月1日以前のご契約は「指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則」または「保険金等の請求に関する特則」等が付加されている場合に限り。）も、**拡大後の新たな範囲で『指定代理請求人』の指定・変更を取扱います。**
- また、改定前の範囲内で指定した『指定代理請求人』がその後改定前の範囲から外れていても、**請求時に新たな範囲での要件を満たしていれば、『指定代理請求人』として所定の保険金等を請求できる**取扱いとなります。**この取扱いを希望されない場合、『指定代理請求人』を変更ください。**例えば、同居または同一生計以外の甥姪で『死亡保険金受取人』に指定されている方からの所定の保険金等の代理請求を希望されない場合は、『指定代理請求人』の変更をお願いします。
- 『指定代理請求人』の指定・変更にあたっては、被保険者の同意が必要です。ご契約者と被保険者が異なる場合は、今回の指定範囲の拡大に伴う取扱いの変更について、被保険者ともご相談ください。

